

習志野市教育委員会会議録

(令和6年第5回定例会)

- | | | | |
|--------|---------------------|---------|-----|
| 1 期 日 | 令和6年5月22日(水) | | |
| | 市庁舎3階大会議室 | | |
| | 開会時刻 | 午後1時30分 | |
| | 閉会時刻 | 午後2時35分 | |
| 2 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 | 隆 |
| | 委 員 | 古 本 | 敬 明 |
| | 委 員 | 赤 澤 | 智津子 |
| 3 出席職員 | 学校教育部長 | 島 本 | 博 幸 |
| | 生涯学習部長 | 府 馬 | 一 雄 |
| | 学校教育部参事 | 佐々木 | 博 文 |
| | 学校教育部次長 | 野 村 | 健 一 |
| | 生涯学習部次長 | 芹 澤 | 佐知子 |
| | 学校教育部副参事 | 相 澤 | 慶 一 |
| | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 | 潔 |
| | 教育総務課長 | 早 川 | 誠 貴 |
| | 学務課長 | 寺 嶋 | 耕 一 |
| | 保健体育安全課長 | 荻 原 | 洋 |
| | 指導課長 | 利根川 | 賢 |
| | 総合教育センター所長 | 江 住 | 敏 也 |
| | 社会教育課長 | 越 川 | 智 子 |
| | 中央公民館長 | 伊 東 | 尚 志 |
| | 学校教育部主幹 | 西 郡 | 隆 司 |
| | 学校教育部主幹 | 伊 坂 | 尚 子 |
| | 学校教育部主幹(習志野高等学校事務長) | 小久保 | 範 彰 |
| | 学校教育部主幹 | 奥 山 | 昭 子 |
| | 学校教育部主幹 | 志 摩 | 豊 |
| | 学校教育部主幹 | 新 井 | 理 香 |
| | 保健体育安全課主任指導主事 | 黒 田 | みのり |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 臨時代理の報告について(工事請負契約の変更について)
- (2) 令和6年度育英資金受給者の決定について
- (3) 津田沼幼稚園及び屋敷幼稚園の園児数減少への対応について
- (4) 習志野市学びの多様化学校設置に向けた準備について
- (5) 放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について

第3 議決事項

- 議案第15号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について
- 議案第16号 令和6年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について
- 議案第17号 習志野市社会教育委員の委嘱について
- 議案第18号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第19号 令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和6年習志野市教育委員会第5回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が3名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)並びに議案第15号ないし議案第18号を非公開とし、報告事項(1)の非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に、議案第16号の非公開部分の会議録については、教科用図書採択の業務が完了した後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和6年第4回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(2) 令和6年度育英資金受給者の決定について

(学務課)

寺嶋学務課長

報告事項(2)「令和6年度育英資金受給者の決定について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。本年度の申請者数は23名で、内訳は新規申請者が7名、継続申請者は16名であった。選考の基準として4点ある。1点目に品行方正、2点目に学業成績優良、3点目に経済的困難、4点目に他から育英資金の給付を受けていない者である。1点目の品行方正については、出身校や在学からの「人物調書」や面接・作文等により、学習活動その他の学校生活全般を通じて態度・行動に問題がなく、将来、良識のある社会人として活動できる見込みがあるかどうかで判断している。2点目の学業成績優良については、学業成績の評定平均値が中学校3年生時もしくは申請時の前年度または前々年度の学年の成績が、5段階評価で3.8以上とした。3点目の経済的困難については、令和6年度千葉県奨学生予約募集の推薦基準に倣っている。4点目の他からの育英資金の給付を受けていない者については、国や他の地方公共団体から、育英資金の給付を受けていない者ということを条件としている。これら4点の基準をもとに、予算の範囲内で総合的に判断した。

育英資金の周知については、校長会議や中学校の進路主任会議で学校に伝え、市の広報やホームページ等でお知らせした。なお、2月に中学校に対して予備調査を行い、推薦があった13名のうち5名が申請をした。令和6年4月19日に開催した選考委員会において、申請者23名全員が受給の選考基準を満たしていると判断したため、4月30日に市長及び議長をお招きし、給与決定通知書交付式を開催した。どの生徒も受給者としての自覚を感じる立派な態度で臨むことができた。特に代表で挨拶をした生徒は、習志野市民の貴重な税金から育英資金を給付されることへの感謝の気持ちを持ち、受給者として自覚を持った行動をとると誓っていた、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 津田沼幼稚園及び屋敷幼稚園の園児数減少への対応について (学務課)

奥山学校教育部主幹

報告事項(3)「津田沼幼稚園及び屋敷幼稚園の園児数減少への対応について」、説明する。まず、「1. 幼稚園の再編計画」についてである。本市では社会経済情勢の変化や少子化の進行の中で、保育所の需要が増える一方、市立幼稚園では園児数が年々減少し、集団教育に課題が生じてきているところである。令和2年度から令和7年度までを計画期間とする、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」では、市立幼稚園について、集団教育の観点から将来的に4歳児、5歳児ともに園児数が10人以下となることが見込まれた場合、同一中学校区のこども園との統合を視野に検討することとしている。この方針に基づき、大久保東幼稚園では、令和3年度に4歳児、5歳児ともに園児数が10人以下となったことから、保護者と協議を行い、令和6年度末で大久保こども園と統合することを決定した。なお、決定にあたっては保護者の要望を反映し、園児募集を最終年度まで実施することとした。

次に、「2. 津田沼幼稚園及び屋敷幼稚園の園児数の推移」についてである。令和6年度の園児数は、5月1日時点で4歳児、5歳児ともに10人以下となっている。

表を御覧いただきたい。5月1日時点の津田沼幼稚園の園児数については、4歳児、5歳児ともに9人で合計18人である。屋敷幼稚園の園児数については、4歳児が5人、5歳児が7人で合計12人となっている。そこで、計画に基づき、同一中学校区のこども園との統合を視野に、そのあり方について検討・協議を開始するものである。

次に、「3. 今後の検討について」である。今後の両幼稚園のあり方について、それぞれの在園児の保護者との協議を開始し、具体的な手法に関しても意見交換を行っていく。また、地域に対しても、まちづくり会議などにおいて、保護者との協議状況を報告していく。保護者が未就園児の入園等を検討するための十分な周知期間を設ける必要があることから、本年12月までを目途に方

針案を定め、改めて教育委員会の御意見を伺っていきたいと考えている、と概要を説明

赤澤委員

「1. 幼稚園の再編計画」の最後に、保護者の要望を反映し、園児募集は最終年度まで実施するとあるが、具体的にどのようなことなのか、と質問

奥山学校教育部主幹

大久保東幼稚園の協議について、最終的な募集年度をもう1年早い形で提案させていただいたが、保護者から、選択にあたってできるだけ期間を長く設けて欲しいとの意見があった。理由としては、1歳児の時点で、2歳児からプレ保育を利用することや、3歳児から幼稚園等を利用することなどの判断を行うということがある。こういった御意見を反映し、もう1年募集年度を延ばしたという経過がある、と回答

赤澤委員

再編することが前提であるのに、長く募集をするということではよろしいか、と質問

奥山学校教育部主幹

保護者がどの時点で次の進路を考えるかということもあると思うが、早い時点で情報をお伝えし、今後の幼稚園または保育所を選択していただくという意味で、大久保東幼稚園では長い期間をかけて募集を行ったということである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 習志野市学びの多様化学校設置に向けた準備について (指導課)

利根川指導課長

報告事項(4)「習志野市学びの多様化学校設置に向けた準備について」、説明する。

スライド番号2を御覧いただきたい。本市における不登校児童生徒の状況である。令和元年度までは緩やかな増加であったが、令和2年度以降は大きく増加している。特に令和5年度は、小中学校ともに大幅な増加となった。全国的に見ても、小中学校における不登校児童生徒数は増加の傾向にあり、令和4年度は前年度から5万人以上増加し、29万9,048人という状況である。

スライド番号3を御覧いただきたい。理由別の不登校児童生徒数は、本人に係る状況によるものが最も多くなっている。スライド番号2のグラフからもわかるように、コロナ禍での臨時休校や、様々な制約による生活リズムの乱れが一因となり、登校への意欲が減退したことが影響していると考えられる。また、人間関係の不安といった情緒的混乱も増えてきている。

スライド番号4を御覧いただきたい。次に不登校児童生徒への支援についてである。学校では、教育相談部会や生徒指導部会において、管理職、養護教諭、生徒指導主任、スクールカウンセラー、教育相談員などと情報共有を図り、児童生徒個々の要因の分析や支援方法について検討し、「チーム学校」として組織的に対応している。また、教育委員会では、学校外における学びの場として、適応指導教室「フレンドあいあい」を開設している。

スライド番号5を御覧いただきたい。適応指導教室「フレンドあいあい」は、増加する市内の不登校児童生徒支援の1つとして平成12年に開設した。記録によると、平成12年9月1日時点の利用者数は小学校2人、中学校7人となっている。

スライド番号6を御覧いただきたい。適応指導教室「フレンドあいあい」では、不登校児童生徒を

対象に、カウンセリングや学習指導、小集団活動等を組織的かつ計画的に行い、学習のつまずきや自我の確立、集団生活への支援を通して、児童生徒が社会的に自立することや学校への復帰を目指すことを目的としている。

スライド番号7を御覧いただきたい。昨年度からは新たな取り組みとして、市内西部の公共施設や公民館等で、子ども達や保護者の体験交流の場である「あいあい広場」を設けている。総合教育センターが東部にあることから、西部地区のニーズを掘り起こすということからこのような活動を行っている。参加した保護者からは、「このような場があり、ありがたい」や「参加してよかった」との声があり、また、子ども達からは、「楽しかった」との声があった。

スライド番号8を御覧いただきたい。令和5年度の適応指導教室「フレンドあいあい」の利用者数は、小学校36人、中学校31人であった。延べ利用者数にすると、小学校は619人、中学校は1,008人であった。このように、本市では不登校児童生徒の支援に取り組んできたが、不登校の要因は今後ますます複雑化することが予想されることから、個々の実態に応じた支援を行う必要があり、新たな学びの場が必要であると考えている。

スライド番号9を御覧いただきたい。全国的に増加している不登校児童生徒支援に向けて文部科学省では、新たな対策として誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策である「COCOLO(ココロ)プラン」を取りまとめ、全ての不登校児童生徒に学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることを実現するための一方策として、学びの多様化学校を全国で300校設置することを目指すとしている。

スライド番号10を御覧いただきたい。この「COCOLO(ココロ)プラン」では、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためには、行政だけでなく、学校、地域社会、各家庭、NPOやフリースクール関係者等が相互に理解や連携をしながら、子ども達のためにそれぞれの持ち場で取り組みを進めることが必要だと述べられている。

スライド番号11を御覧いただきたい。学びの多様化学校とは、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校のことである。学校として認められていることが、適応指導教室と大きく異なる点である。

スライド番号12を御覧いただきたい。特別の教育課程について説明する。これは神奈川県大和市立地引台中学校分教室の日課表である。授業の開始が通常の学校よりも1時間程度遅くなっている。また授業時数は基本的に1日5時間で編成されており、年間総授業時数は標準の学校では1,015時間となるところだが、この学校の場合は980時間で編成されている。

スライド番号13を御覧いただきたい。学びの多様化学校の形態には「学校型」と「分教室型」という2つがある。学校型は、いわゆる「〇〇学園」のような名称で、独立した1つの学校を学びの多様化学校として指定するものである。分教室型は、先ほどの地引台中学校分教室の種類のことである。

スライド番号14を御覧いただきたい。これは分教室と本校である地引台中学校の位置関係である。本校と離れた柳橋小学校内にある、旧理科センターの建物に分教室を設置している。この学びの多様化学校は、児童生徒の心理的負担を考慮し、同じ敷地内に同校種の児童生徒を在籍させることができないことからこのような設置になっている。

スライド番号15を御覧いただきたい。これは地引台中学校分教室の教室配置図である。教室はパーテーションで分けて利用するという方法をとっている。

スライド番号16を御覧いただきたい。最後に設置までの流れである。まず、本市としての不登校支援に関する基本的な考え方を整理し、基本方針として策定する。次に、基本方針に基づき、学びの多様化学校の校種や教育課程、設置形態などを検討し、文部科学省へ設置申請を行う。その後、学びの多様化学校として指定されることで設置完了となる。ここまですべてを令和7年度内を目途に進めていきたいと考えている、と概要を説明

古本委員

不登校児童生徒の人数を見て愕然とした。「フレンドあいあい」を利用している児童生徒数は、小学生で36人、中学生で31人ということは、約9割は「フレンドあいあい」を利用せずに家で過ごしているということか、と質問

利根川指導課長

全く学校に行けていない児童生徒は確かにいるが、昨年度、小学校では3名であった。それ以外の児童生徒はどのように過ごしているのかということだが、不登校児童生徒は30日以上を欠席している児童生徒のことを指しているため、30日以上欠席していればカウントしている。つまり、その日によって授業に参加できたり、参加はできていないが、例えば保健室で過ごしたり、学校の中にある適応指導教室へ登校して過ごしている児童生徒を含んでいる。そのため、引きこもりのような形で家から出ていないという児童生徒は、若干名いるが、それが全てではない、と回答

古本委員

今は学校に行けているが教室に入れない児童生徒は、この分教室型になると、学習はできるが、別の学校に行くと捉えればよいか、と質問

利根川指導課長

学びの多様化学校で学びたいとなると、例えば分教室という形で設置した場合については、本校の方に転校するということになる。その後に分教室に通学するという流れである、と回答

古本委員

非常に繊細な問題な気もするが、本来の学校に戻れる可能性が減ってしまうように感じる。非常に難しい問題だが、例えば、小学校から中学校に行く段階で元の形に戻れるといったことも含めて慎重に扱っていかねば、なかなか難しいと思うがいかがか、と質問

利根川指導課長

委員御指摘のとおり、学校に復帰して通常の学びの場で学習していくということは、非常に大切だと思っており、そういった支援をしていく場所として教育委員会では「フレンドあいあい」を作り、外には出られるが学校には行けない児童生徒の受け皿になるようにしている。今回の学びの多様化学校については、家の外には出られるが、なかなか勉強が進まない児童生徒に対して通常の学校に近い形の指導ができることで学びを保障していくという支援を考えている、と回答

古本委員

とても良いことであると同時に、非常に難しいと思うので、きめ細やかに対応していただきたい、と要望

小熊教育長

今お話があったとおり、先ほど表にも出ていた「フレンドあいあい」がスタートした時の人数が限られていた時期もある。その後校内に、不登校の適応指導教室を開設し、対応してきた経緯がある。特に中学校はこの制度をしっかりと使ってきた。ただ、昨今は全国的な傾向でもあるが、小学生の不登校が非常に多くなってきているということがあり、現状少し通えたり、通えなかったりという状態であっても、ゆくゆくは全欠に近い状態になっていく可能性がある。そのためにも、こういった制度を作っておき、中学校に進学できるように、また学校に行けるような形をとらなければならないということで、今進めているところである。様々な課題があり、例えば教育課程の時数に関し

ても御意見をいただいたところである。この時数でいいのか、多いのではないのか、少ないのではないのかという意見もあるため、しっかりと研究をしてこの制度を進めていけるように取り組んでいきたい、と発言

古本委員

少し話がずれるかもしれないが、これと同時に親御さんをフォローする形が必要だと思う。「フレンドあいあい」で保護者の集まる会を開き、それなりに成果が上がり保護者が喜ぶように、1人だけで抱え込んでいる姿はこちらで見ても厳しいものがあるので、生徒と同時に保護者へのフォローも考えていただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) 放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について (社会教育課)

越川社会教育課長

報告事項(5)「放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について」、説明する。

スライド番号2を御覧いただきたい。本市の放課後子供教室の運営については、小学校施設を活用し、放課後の児童の安全安心な居場所を設け、スタッフが見守る中、多様な活動を通じて児童の健全な育成を図ることを目的としている。令和2年度から順次開設しており、現在11校にて開設している。実施にあたっては、人材確保等の観点から民間委託により、放課後児童会、いわゆる学童との校内交流型を原則としている。

スライド番号3を御覧いただきたい。対象児童は、実施する小学校に在籍する児童で、事前に登録が必要となる。実施日は、月曜日から金曜日で、費用は無料である。学童と違い、土曜日は休みであり、また、日曜祝日や年末年始、夏休みや冬休み期間の中で設定される学校閉庁日は休みとなる。実施時間は、放課後から午後5時までであり、夏休み、冬休み、春休みと県民の日、そして学校の振替休業日は午前8時から開設している。ただし、日の入りが早くなる11月から翌年2月までの期間は、午後4時30分までとなる。主な活動場所は、余裕教室、特別教室等に設定し、活動に応じて校庭、体育館等でも実施している。

スライド番号4を御覧いただきたい。(2)利用状況は、令和5年度までの開設が大久保東小、東習志野小、秋津小、袖ヶ浦西小、袖ヶ浦東小、藤崎小、屋敷小、向山小、実花小、香澄小の10小学校である。各子供教室の利用状況は、表のとおりであり、10校全体での登録率は58.6%で、1日の平均参加人数は、全校児童の概ね1割前後となっている。

スライド番号5を御覧いただきたい。(3)各子供教室の活動場所は御覧のとおりである。余裕教室のみを使用している学校は半数程度であり、主に図工室、家庭科室、図書室などの特別教室を利用して実施している。また、利用児童数が多い学校においては、学校側に御協力をいただき、複数の教室を使用して実施している。

スライド番号6を御覧いただきたい。次に(4)昨年10月に保護者を対象に実施した満足度調査の結果についてだが、回収率が28.8%と低くなっている。こちらは今回初めてデジタルのみのアンケートとしたところ、紙媒体と併用していた昨年度までの回収率60%台から大幅に下がってしまった。途中数回のリマインドも行ったが、結果は芳しくなかった。デジタル方式のみの場合、保護者自身にとって、回答することが必要なのかをより取捨選択されてしまう傾向があるのかと推察している。このため今年度は、アンケートの実施手法について改めて検討する必要があると考えている。少し逸れたが、主な調査内容について、子供教室に参加した保護者のうち、「お子様が安心して過ごせる場所ですか」との設問に対し、「思う、まあまあ思う」との回答が95%であった。

スライド番号7を御覧いただきたい。「活動時間や内容はいかがですか」との設問に対し、「とても満足している、満足している」との回答が83%となっており、保護者にとっては、引き続き高い満足度が得られている結果となっている。「参加してのお子さんの変化」について回答上位3項目は「友達が増えた」、「特になし」、「興味関心のあるものが増えた」となっている。また、「子供教室の魅力は何ですか」との問いへの回答上位3項目は、「学校内の安全な場所で過ごせること」、「無料であること」、「工作や遊びなどの体験ができること」となっている。この他「保護者の変化」についても、「お子様の放課後についての安心感が得られた」、「自分の時間が取れるようになった」、「就労時間を増やすことができた」というものが回答上位3項目となっている。

スライド番号8を御覧いただきたい。全体として概ね好評をいただいているが、いただいた意見等については、子供教室のコーディネーター、学校教職員、放課後児童会関係者、市職員等で構成し、学期ごとに開催する放課後子供教室協議会にて情報共有するなど、運営へ反映させている。全体において多かった要望とその対応について3点を紹介する。1点目は学習に対する御要望である。宿題は自主性に任せるのではなく、みんながやる時間を設けて欲しい、学習ができるスペースを確保して欲しいとの御要望である。子供教室の流れとして、基本的に登室後、児童はまず宿題等の学習や遊びをするよう誘導しているところだが強制ではない。一方で自由がなく好きな遊びができないなどから、子どもがつまらないと言い、行かなくなったといった御意見もいくつか寄せられており、双方の御意見があることから難しいところである。子供教室は放課後の安全安心な居場所であり、基本的には児童が自由に過ごす場と考えているが、多くの保護者が宿題を済ませて帰宅して欲しいとの思いを持っているので、対応としては、夏休み等の長期休業日には宿題の時間を設けることや複数の部屋で運営している子供教室では、静かに行う活動は部屋を分けて行うなどの工夫をするようにしている。

スライド番号9を御覧いただきたい。2点目は職員に対する御要望である。入退室管理をしっかり行っていて欲しい、社交的でない児童には職員が積極的に声掛けをするなど楽しめるよう配慮して欲しい、意地悪なことをしている児童にはしっかりと注意をして欲しい、トラブルがあった日は簡単なメモでよいので報告して欲しいといった御要望である。こちらについては日々の運営でも実施しているものであるが、職員間で対応に違いがないよう、情報や対応の共有化を図ることで、ミスを防ぐ取り組みとともに、細心の注意を払うよう、今後も注意喚起を図り、対応を徹底していく。3点目はプログラムについての御要望である。学年に応じてプログラムの難易度を変えて欲しい、学校生活だけでは体験できないことを体験させたい、外遊びを充実させて欲しいといった御要望である。こちらについては、今年度より、市主催によるコーディネーター研修会を実施することとし、各子供教室の取り組みを共有する中で、好事例を波及させていくべく、毎月14日に第1回目を開催し、取り組みを進めているところである。なお、調査結果の詳細については運営事業者と個別に面談の上、対応について協議し、改善を指示している。今後も引き続き事業者と連携の上、対応を確認し改善を図っていく。

スライド番号10を御覧いただきたい。様々な活動の様子を画像で紹介させていただく。学習・スポーツ活動では、書き初めや英語クラブ、ドッジボールやバスケ教室、しっぽとりやかっこ教室などが行われている。制作活動ではプラ板や壁画、スライムやスノードーム、石鹸づくりの他、折り紙や季節感を生かした工作など、教室ごとに個性溢れる様々な工作が行われており、制作を楽しむとともに、家族へのプレゼントにしているとの児童、保護者からの声も寄せられている。

スライド番号11を御覧いただきたい。特に人気の高いものが季節行事である。夏祭りやハロウィンパーティーなど、企画準備段階から子ども達が参加して作り上げているところも多く、アイデアを生かした取り組みも行われており、非常に多くの参加がある人気のプログラムである。地域住民との交流活動では、地域のスポーツ団体などから、ボランティア登録をいただいた皆さんによる、モルッククラブ、野球教室、映画の上映などを行っていただいている。コロナ禍ではなかなか地域の方との交流が難しい状況が続いたが、高齢の方から中学生まで、現在14名の方に登録してい

ただいている。

スライド番号12を御覧いただきたい。体験活動では、講師を招いたサイエンスショー、ユニークなところではリクガメとのふれあい体験など、各事業者が趣向を凝らしたプログラムを実施し、この日を楽しみにしている多くの子ども達が参加している。

この他、市では、県指定文化財である旧家の見学施設において、毎年飾っている七夕の笹飾りを放課後子供教室の児童に作成していただき飾りつけることで、保護者との後日の来館を促す取り組みなども行っている。また、各種非常時を想定した避難訓練も計画的に実施している。

スライド番号13を御覧いただきたい。令和6年度の新規開設校についてだが、習志野市教育振興基本計画及び習志野市子ども・子育て支援事業計画において、令和6年度までに11の小学校に開設する計画となっており、最終年度となる本年度は、4月12日より鷺沼小学校に新たに開設した。主な活動場所は図書室と家庭科室である。なお、放課後児童会と同一事業者に運営業務を委託している。

スライド番号14を御覧いただきたい。次に、未開設校の設置についてだが、令和5年度から7年度の3年間で計画期間とする習志野市後期第2次実施計画に基づき、令和7年度には、津田沼小、大久保小、谷津南小の3小学校において開設予定であり、現在準備を進めている。この他の未開設校2校についても、令和7年度にスタートする「(仮称)習志野市子ども計画」に位置付け、できるだけ早期の全小学校開設を目指していく、と概要を説明

赤澤委員

2点伺いたい。スライド番号2の下線部の放課後児童会は、いわゆる学童保育だと思うが、それが各小学校にある中で、それと並列して交流しながら進めるという理解でいいのか。また、民間の委託先は様々だと思うが、その差は出ないのか、と質問

越川社会教育課長

まず、放課後児童会についてだが、児童会に登録されている子どもも、放課後子供教室に登録していただくことが可能であり、現在、子供教室に登録している子どもの約4分の1は児童会と両方に登録されている子どもである。イメージとしては1日利用平均の約28名の子どものうち7名は児童会と両方に登録している子どもということである。放課後子供教室で活動した後に児童会に戻って利用することも可能である。

次に、委託事業者により差が出ないのかについては、保護者を対象とした満足度調査の結果と仕様書や業務委託プロポーザルにおける事業者からの提案内容等がどのように履行されているかという点について一定の基準に基づいた評価を行っている。具体的には年度末において、事業の実施状況や事業者の事業実績を評価しており、それを社会教育課による評価と保護者による満足度調査の結果を勘案した総合評価として結果を出して、面談しているが、昨年度実施10小学校の放課後子供教室の実績評価はいずれもA以上であり、取り組みに様々な特色はあるが、実績としては全て良好な結果となっていると認識している、と回答

古本委員

2点伺いたい。1点目が、入退室管理である。事業者が管理している状況で、保護者は放課後子供教室を利用していると思っている中で、実際に子どもが来たかどうかの確認はどのようにしているのか、と質問

越川社会教育課長

放課後子供教室では入退室管理システムを導入しており、事業者との契約の中で仕様書に記載されている。児童個別に入室時刻と退室時刻を打刻し、それが保護者にメールで届くというシス

テムで管理をしている、と回答

古本委員

安全の問題があるのでしっかりやるようにお願いしたい。2点目として、保護者が連絡を取りたい場合はどのようにすればよいのか、と質問

越川社会教育課長

基本的には電話になる。もちろんメモ等を通じてお話をされる方もいるが、基本的には電話連絡となる。また、お迎えは特に禁止していないので、お迎えにこられた際にお話をされていく保護者もいる、と回答

古本委員

その場合、学校に電話するのか、と質問

越川社会教育課長

放課後子供教室の事業は学校とは別事業ということになるので、専用の電話がある、と回答

古本委員

専用ではなく学校にその都度電話があると、先生方の負担が増えると心配し、確認させていた、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

議案第19号 令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について (学務課)

寺嶋学務課長

議案第19号「令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について」、説明する。本議案は、習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、令和7年度習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法等について制定するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。本年度の令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項作成については、令和7年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項に準じて策定を進めている。まず第1の募集定員については、昨年度と同様の普通科240名、商業科80名となっている。また、2の期待する生徒像だが、学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習に積極的な姿勢で取り組むことができることの他に、本年度もスポーツ活動で優れた実績、または資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち、積極的な姿勢で取り組むことができること。また、文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。このイとウについて普通科と商業科のどちらでも設定をさせていただいている。

資料2ページ目を御覧いただきたい。御覧のとおり願書の提出日や志願変更の日程等が定められている。こちらについては、県立高等学校と同様の日程となっている。

資料3ページ目を御覧いただきたい。検査の期日については令和7年2月18日火曜日及び2月19日水曜日の2日間となっている。第1日目の学力検査の内容は、国語、数学、英語の3教科であり、時間は国語、数学が各50分、英語がリスニングを含め60分であり、配点は各100点とな

っている。第2日目の学力検査の内容は、理科、社会の2教科で、時間は50分であり、配点は各100点となっている。なお、入学許可候補者の発表及び日時についても県と同一とし、令和7年3月4日午前9時に習志野高等学校において発表する予定となっている。なお、感染症等で検査当日を欠席した生徒の受検機会を保障するために、追検査を2月27日に設ける予定となっている。今後、この入試選抜要項をもとにして、10月の公表に向け、選抜・評価方法を習志野高等学校と協議し、県立高等学校と同様に準備を進め、策定していく予定である。今後も習志野高等学校が選ばれ続ける高等学校であるために、学校見学ツアーの実施や、昨年度は約2,400人に参加いただいた学校説明会等を実施し、市内生の進路状況を確認のうえ、魅力ある習志野高等学校づくりに向けて教育委員会としても推進していきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案どおり可決された。

＜報告事項(1)並びに議案第15号ないし議案第18号については非公開。

ただし、報告事項(1)については、

令和6年5月31日をもって市長から議会へ提案されたため、

議案第16号については、令和6年8月31日をもって

令和6年度教科用図書葛南東部採択地区協議会の業務が完了したため、

会議録を公開とする。＞

報告事項(1) 臨時代理の報告について(工事請負契約の変更について) (教育総務課)

西郡学校教育部主幹

報告事項(1)「臨時代理の報告について(工事請負契約の変更について)」、説明する。報告事項鏡文を御覧いただきたい。大久保小学校改築工事、第二中学校改築工事、屋敷小学校校舎長寿命化改修工事の工事請負契約の変更を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。1点目は、工期延長及び賃金等の急激な変動に対処するスライド協議による契約に基づき、大久保小学校校舎改築工事の建設事業に係る契約額を変更後の欄に記載のあるとおり、920万7,000円増の19億2,902万1,600円に変更するものである。工期延長については、昨年秋頃から続いている全国的な電線ケーブルの供給不足により、改築工事においても、電線ケーブルの納期が遅延したことに伴い、契約期間の末日である令和6年6月10日を令和6年7月19日に変更するものである。また、スライド協議によるものは、原契約における賃金や物価等の急激な変動に対処するための措置、いわゆるインフレスライド条項に基づき変更するものである。2点目は、工期延長における契約金額の変更である。大久保小学校校舎改築工事の電気設備工事及び空気調和設備工事を、それぞれ変更後の欄の記載のとおり変更するものである。3点目は、賃金等の急激な変動に対処する、スライド協議による契約に基づく契約金額の変更で、第二中学校校舎改築工事の空気調和設備工事に係る契約金額を、651万4,200円増の2億5,572万5,800円に契約変更するものである。4点目は、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による契約金額の変更で、屋敷小学校校舎長寿命化改修工事の建築工事及び機械設備工事をそれぞれ、変更後の欄の記載のとおり変更するものである。なお、屋敷小学校校舎長寿命化改修工事及び機械設備工事は、ともに令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧単価を適用したものについて、国土交通省により、

令和6年3月から適用するとされた、公共工事設計労務単価に基づく請負代金額に変更する措置である、と概要を説明

小熊教育長

1点補足して説明をしていただきたい。この工期延長について、契約金額の変更は資料に書かれているとおりだが、これ以外の影響について簡単に説明していただきたい、と質問

西郡学校教育部主幹

工期延長については、当初6月10日までであったが、7月19日までに変更させていただくものである。この工期の延長は、大きな変更点であるが、児童の学習環境については、予定どおり夏休み中の引越しが可能であるため、2学期から新しい校舎を使用できる見込みと考えている、と回答

小熊教育長

様々な影響もあるが、学校教育部として何とか最小限に抑えていきたいということと、もう1つは、今説明があったとおり、新しい校舎の使用は2学期以降ということであるので、なるべく早い時期にこの大久保小学校と第二中学校に関して、教育委員の見学などの設定をしていただきたい、と要望

西郡学校教育部主幹

皆様に内覧していただきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

議案第15号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

(教育総務課)

伊坂学校教育部主幹

議案第15号「習志野市通学区域審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第15号は原案どおり可決された。

議案第16号 令和6年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

(指導課)

利根川指導課長

議案第16号「令和6年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。公立学校で使用する教科書の採択については、その学校を設置する市町村や都道府県教育委員会が権限を有することになっている。習志野市は八千代市との2市による共同の採択地区を千葉県教育委員会より設定されており、この2市の教育委員会が同一の教科書を採択するため、葛南東部採択地区協議会を開催し、協議を行うこととなっている。この協議会の運営に関する規約については、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっていることから、本議案を本日提出しているものである。

資料3ページ目の別表1を御覧いただきたい。協議会委員は、規約第2条に基づき、習志野市から6名、八千代市から6名の計12名で構成する。

資料4ページ目を御覧いただきたい。教科書採択のスケジュールである。採択は基本的に4年ごとのサイクルで実施しているが、特別支援にかかる教科書は毎年採択されている。

資料5ページ目の別表1を御覧いただきたい。令和6年度は中学校の教科書採択になる。文部科学省から送られてきた教科書目録に載っている教科書について、見本の送付があった全ての教科書を、第10条に基づいて、研究調査委員が調査研究し、その結果を協議会に報告する。そして第8条に基づき、調査結果の報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の場で出席した委員の全員の一致で決定する。

資料3ページ目の別表2を御覧いただきたい。中学校の種目数は16種目で、特別支援に係る教科書を含めて17種目となる。これに伴い研究調査委員の構成にあるように、調査委員68名を置くこととしている。なお、この規約の効力は、附則にもあるが令和6年8月31日までとなる、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第17号 習志野市社会教育委員の委嘱について

(社会教育課)

越川社会教育課長

議案第17号「習志野市社会教育委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第17号は原案どおり可決された。

議案第18号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

(中央公民館)

伊東中央公民館長

議案第18号「習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第18号は原案どおり可決された。

小熊教育長

令和6年習志野市教育委員会第5回定例会の閉会を宣言